

H19年度の地代・資材費・売り上げ等に関する申し合わせ事項

H19.6.30 役員会

1. 地代

地代は先の総会で決定したとおりの25,000円/反とし年末までに世帯の代表口座に世帯分を一括入金することとする。

2. 資材費

資材の負担は法人あさひが行うが、水稻の中間管理の中で、管理請負者により使用する量の多寡が発生することから、中間管理料の清算にあたっては、平均的数値と実使用との差については、中間管理料を差引して行うものとする。

3. 米の売り上げ

米の売上代金は全量が、あさひに帰属になるので、くず米、自家消費分まで全量取れた量を法人に申告するものとする。個人がそのまま自宅にて使う場合は、あさひから買い取る処理をとるものとする。その単価はJA仮渡金単価とする。

中間管理委託料は、管理請負者に70,000円/反を均等に配分するが、管理の状況によって米の収穫量が変わることから、実収（収量と等級）平均値との差については中間管理料を差引して行うものとする。

4. 追加払いや補助金など

転作の補助金あるいは米の追加払いや品目横断の補助が次年度以降発生するが、法人の収入として経理されます。転作補助については、その農地の管理に余計な手間がかかることから、転作の補助金相当額を農地管理の日当として支払うこととします。追加払いは全体の資金計画が許容する範囲で、追加払い入金年の中間管理料に反映します。品目横断の補助は基本的には内部留保（無税積立可能）とし、今後の資産購入財源に充当します。

5. 出荷契約金

法人の運転資金として米の出荷契約金をJAから必要金額を受けるが、組合員の希望がある場合は、必要金額を法人が組合員に融資することとする。金利はJAに負担する金利とする。返済は中間管理料との差引計算とする。

以上 これまでの協議内容を書面にし、申し合わせ事項として役員会で再協議したことを確認する

平成19年6月30日

代表理事

理事